

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月22日  
照会部署名 大手前年金事務所適用調査課  
照会担当者 (役職名) 適用調査課長 茶野 幸喜  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 木内

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-061	本部受付番号 No. 2010—826
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

不当解雇の仮処分判決後の資格喪失の取扱いについて
--------------------------

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

2年前に資格喪失した被保険者より、昨年末に労働契約上の地位保全等の仮処分の決定が地方裁判所から出された。事業所へ資格喪失取消しを求めているが実行してくれないとの事。そのため年金事務所から事業所へ指導をして欲しい旨の請求がありました。仮処分決定により事業所への強制力がどこまで可能であるのかご教示ください。また、仮処分決定により保険料徴収の時効中止していると判断できますか。

<対応案>

昭和25年10月9日保発第68号によると、解雇の効力について係争中の被保険者の取扱いについて、第2項の「右の場合において・・・裁判所が解雇無効の判定をなし、且つ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、・・・」とあることから、事業所へ資格喪失取消しの届を求め、なお提出の意思無きときは職権により資格喪失取消処理を行なうと解すべきと思料します。

(ブロック本部回答)

解雇係争中の被保険者資格については、昭和 25 年 10 月 9 日保険発 68 号によりその取扱が示されています。

しかしながら、類似の事例「疑義照会№.2010-105」(別添参照)において貴所の対応案と異なる解釈が示されました。現時点において「再精査中」として回答が取下げられているところです。

よって、通知の解釈が不明確となっていることから、機構本部へ照会してください。

なお、類似の事例「疑義照会№.2010-617」(未回答)も照会されています。

回答日 平成 22 年 8 月 10 日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 ニューアイントラクター(厚生年金適用支援G長)新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

疑義照会(回答) 2010-105 にて、昭和 25 年 10 月 9 日付保険発第 68 号通知「解雇の効力につき係争中の場合における健康保険法等の取扱いについて」により取り扱うこととなると考えるが、当該通知中二においては、①「労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなす」こと、②「その効力が発生」することの 2 つの要件を満たしたときに、資格喪失の処理を取り消す等の必要があると考えると回答しているが、当該回答は、仮処分の申請等がされず本訴にて判決がされ確定した場合の取扱いについて回答したものである。

ご照会の場合のように、解雇係争が本訴で争われているものの、一方で、仮処分の申請に基づき、裁判所が仮処分の決定をしている場合については、民事保全法の第 24 条において「裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。」と規定され、裁判所が仮処分の申請に基づいて判断した結果、命じたり、処分をするものであることから、その決定に従い被保険者資格喪失の取り消しを行うこととなる。(注: 仮処分の決定内容が、雇用関係を継続させ、給与として金銭の支払いを命じ、厚生年金保険の被保険者たる要件を満たすのであれば仮処分にしたがって資格喪失を取り消すが、そうでない内容、例えば、雇用関係の存続を認める代わりに給与的な性質でない金銭の支払を命じている又は、雇用関係の存続を認めるが金銭の支払いは命じていないような内容であれば資格喪失は取り消さないこととなる。)

ただし、この仮処分の決定が、本訴において無効となり解雇行為が遡及して成立した場合については、再度、資格喪失の処理等を行うこととなる。

また、保険料については、解雇の効力について係争中のような場合には、保

険料の徴収権そのものが確定しておらず、その徴収権の行使することができなかつたと解され、民法第166条の規定により徴収権の消滅時効は、徴収権を行使できる日、すなわち、仮処分の決定がされた日の翌日から進行するものと解するのが妥当である。

回答日 平成22年11月19日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 渕 康幸  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----